平成２２年（フ）第１２８１号
福岡市中央区今川２丁目７番11号
債務者　奥田　由里
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢口耕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５６号
鹿児島県薩摩川内市大小路町33番５号　レジデンスウエストヴァレー202
債務者　下水流一行
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上釜　明大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
北海道旭川市春光４条９丁目６番25号
債務者　小林百合枝
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５０３号
大阪府守口市寺方錦通３丁目４番５号　田中方
債務者　金田　勝彦
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相沢　祐太
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７３１号
大阪府東大阪市足代新町９番７号　ルミナリエ布施605号
債務者　有松　良治
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　浩介
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７３５号
大阪市都島区都島本通４丁目23番９―106号
債務者　大迫　秀雄
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赫　　高規
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８７６号
大阪府豊中市待兼山町35番15号
債務者　市岡奈津子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　　徹
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第２０９号
山形市蔵王温泉715番地の１
債務者　有限会社山の茶屋葵
代表者取締役　西村チヨ子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２７０号
函館市大川町４番30号
債務者　高橋　妙子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９６号
函館市日乃出町24番11号
債務者　本間　尚子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９８号
北海道茅部郡森町字尾白内町142番地
債務者　山本新一郎
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３０４号
函館市的場町19番７号
債務者　天野　香織
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３０５号
函館市高松町202番地４
債務者　加賀　徳行
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３０７号
函館市花園町24番７号
債務者　赤堀　一幸
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１７３号
山形県天童市老野森３丁目４番３号、前住所東京都調布市深大寺元町５丁目35番地２　リブレハウス深大寺202
債務者　石森　一成
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０８号
山形市美畑町11番９号　美畑ハイツ203号、前住所山形市蔵王温泉715番地の１
債務者　西村チヨ子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１３号
山形県天童市東久野本２丁目10番26号　近藤住宅６号、前住所山形県天童市田鶴町４丁目５番19号　ディハイマート103号
債務者　関　　孝良
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１５号
山形県尾花沢市大字五十沢181番地１
債務者　高橋　静華
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所民事部